財務会計システムの更改に係る
情報提供依頼書（RFI）

令和７年７月４日

秋田県湯沢市

1. 背景と本 RFI について

本市では、支払いや収入などの会計事務を紙媒体で行っておりますが、ペーパーレス化による会計事務の効率化、業務の生産性向上を実現するために、電子決裁機能を有する財務会計システムへの更改を検討しています。

今回の情報提供依頼は、本市の目的を達成するため、財務会計システム関連のサービスや製品について、事業者の皆様からシステム構成や機能、導入費用、導入スケジュールなどについて幅広く情報収集を行い、今後の検討に活用させていただくため、御提案及び資料提供をお願いするものです。

2. システム更改の目的

・文書（会計伝票等）管理の効率化による業務の生産性向上
・会計伝票等の決裁や審査状況の見える化による文書の滞留防止
・テレワーク等、庁内にいなくても審査、決裁できる環境の整備
・人的ミスの軽減及び職員が行う事務の省力化（AI 活用等）

3. 現行システムについて

3.1. システム名称

Bestside 財務会計システム（株式会社アイシーエス）

3.2. 利用している主な機能（オプションのシステムも含む）

項番	機能	内容
1	予算要求	歳入・歳出予算要求入力、歳入・歳出予算見積書、予算書作成
2	予算査定	歳入・歳出予算見積書、予算書作成、要求・査定状況更新、予算照会、集計表・一覧表、予算編成開始・終了処理
3	予算執行・執行管理	調定書作成、納入通知書発行、還付、収入更正、不納欠損等の処理 負担行為・支出命令書作成、返納、精算、支出更正等の処理 債権者管理、支払データ作成 監査資料作成、源泉徴収票・支払調書作成
4	決算	決算書作成
5	決算統計	歳入・歳出分析、充当分析、統計表作成
6	総合計画管理	事業説明書（予算・決算）作成
7	起債管理	公債台帳、決算統計（地方債関連）、起債現在高、償還計画、債務負担台帳

4. 新システムの調達要件

4.1. システム利用端末及びユーザー数

OS	Windows11 Pro
ユーザー数	600 人(台)

4.2. システム利用形態

パブリッククラウド（SaaS、PaaS、IaaS 等）の利用、または本市のプライベートクラウド基盤上にシステム（仮想サーバー）を構築して利用します。

パブリッククラウドの利用にあたっては、LGWAN-ASP またはインターネットローカルブレイクアウト（自治体情報システム強靭性向上モデルで定める「α´モデル」）による接続を想定しています。

4.3. データ移行

現行システムからのデータ移行は想定していません。

5. 情報提供いただきたい事項

5.1. システム構成や機能、特徴が分かる資料

「2. システム更改の目的」、「4. 新システムの調達要件」を踏まえ、本市が当該システムを導入するにあたり、貴社が最適と思われるシステム構成を御提案ください。

5.2. 概算見積書

イニシャル（構築・導入）、ランニング（稼働後５年間の運用・保守）に分けて作成してください。

5.3. 導入スケジュール

契約からシステム導入までの所要期間、スケジュールを御提示ください。

5.4. 他自治体への導入実績

差し支えのない範囲で他自治体における導入実績とシステム構成を情報提供ください。

6. 提出物及び提出方法

6.1. 提出物

項番	提出物	提出期限
1	質問書 ※情報提供依頼に係る質問や不明点、意見等がありましたら、メールで内容が分かるように送信してください。	令和７年７月１８日（金） 午後５時まで
2	企業概要書（任意様式） 概算見積書（任意様式） 情報提供資料（任意様式） システムの概要、特長、操作性が分かる資料 ※情報提供資料の一部として、製品パンフレットを活用いただいても構いません。	令和７年８月１日（金） 午後５時まで

6.2.　提出方法

持参、電子メール又は郵送による提出とします。

※ファイル形式は、Word、Excel、PowerPoint、または PDF 形式のいずれかにて御提出ください。

※持参、郵送の場合の資料は、CD-R 等の電子媒体で御提出ください。

※メールで送信いただく際は、メール件名の先頭に【財務会計システムの更改に係る RFI】と明記してください。本市でメールを受信した際には、受信した旨のメールを翌開庁日以内に返信します。

6.3.　提出先

〒012-8501　秋田県湯沢市佐竹町１番１号

湯沢市役所　会計課会計班

メール： kaikei(AT)city.yuzawa.lg.jp

※(AT)は半角の@へ置き換えてください。

電　話： 0183-73-2119（直通）

担当者： 越後谷

7.　留意事項について

（１）本資料による提案及び見積りの依頼については、今後の契約に関する意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。

（２）提供いただいた情報・資料については、「１．背景」「２．目的」に示した範囲内において本市にて使用します。また、提供いただいた資料は、湯沢市情報公開条例第６条第３号イに該当するもの（実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者に無断で第三者へ開示することはありません。

（３）提出いただいた全ての資料等については、返却いたしません。

（４）本情報提供に係る諸費用一切については貴社にて御負担ください。

（５）提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ及び資料追加の依頼を行う場合があります。